

平成二十六年四月四日提出
質問第一〇六号

いわゆる袴田事件に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

いわゆる袴田事件に関する質問主意書

昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行ってきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右を踏まえ、質問する。

一 袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したことで身柄が釈放された。右に対する政府の見解如何。

二 塩谷立衆議院議員を会長とする「袴田巖さんを支援する超党派の国会議員連盟」は、本年三月二十八日、「検察には、地裁が判断した事実を重く受け止め、最大限の配慮の上、即時抗告を断念することを強く求める」との声明を発表し、その後稲田伸夫法務事務次官を訪ね、谷垣禎一法務大臣あての議員連盟としての声明を渡していると承知する。谷垣法務大臣は、右声明をいつ受け取っているか説明されたい。

三 二の声明に対する谷垣大臣の見解如何。

四 谷垣大臣として、二の声明を受けてから、法務省内、特に検察当局に対し、何らかの指示を出しているか。

五 二の声明が出されたのにも関わらず、前文で挙げた静岡地裁の再審決定に対し、静岡地方検察庁は本年三月三十一日、即時抗告を行った。右に対する谷垣大臣の見解如何。

六 袴田氏は半世紀の間自由を奪われてきた。袴田氏の弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、連日平均十二時間の過酷な取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされ自白せざるをえなかったと訴えている。右の経緯に鑑みても、政府、検察として、袴田事件の再審決定に対して即時抗告をするのではなく、同判決を受け入れ、袴田氏の人権回復に努めるべきであったと考えるが、谷垣大臣の見解如何。

右質問する。